

第3次 生駒市教育大綱(案)

令和6年●月

生駒市

I 生駒市教育大綱の基本的な考え方

はじめに

「学制」が公布されてから 150 年以上が経過しました。その間、様々な教育改革を経て、我が国の教育は国際的にみても高い水準を達成し、高度経済成長など社会の発展に大きく寄与してきました。一方、昨今の状況は、新型コロナウイルス感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ、これまでの我が国の教育では対応できない多くの課題が浮き彫りになっています。少子化・人口減少、グローバル化の進展等の社会環境が変化する中で、民主主義社会や地域社会の担い手を育成する役割を担う教育政策の在り方について再定義する必要があります。

そこで、改めて公教育について整理したいと思います。

憲法をはじめ多くの法律で、生存・思想・良心・言論の自由や職業選択の自由など、すべての市民が対等に自由な存在であることを理念的に保障されています。しかし、どれだけ法ですべての市民が自由であることが保障されていても、「自ら生存する力」、「言葉を交わす力」、「職業に就く力」に加え、OECDラーニングフレームワークに明記されている「新しい価値を創造する力」、「対立やジレンマを克服する力」、「責任ある行動をとる力」など、それぞれ個人が実際に自由になるための力を得ることができなければ、法の存在も実態を伴わないものになります。

公教育は、すべての子どもたちが生きたいように生きられる、生きる道を選択できる自由な存在たりうるよう、必要な力を育むことで、法で理念的に保障されている各人の自由を実質的に保障するものです。また、公教育によって育まれるべき力は、読み書き計算をはじめとするいわゆる学力だけではありません。子どもたちが自由に生きるためには、他者の生きたいように生きられる自由もまた認めた上で、調整し合うことができなければなりません。したがって、公教育は、子どものうちに、コミュニケーション能力や協調性など他者の自由を認める感度もまた重要な力として育ていく必要があります。

ここでいう自由とは、わがまま放題の状態ではありません。わがままは多くの場合、他者の自由を侵害することになり、その結果、相手の攻撃を招いたり争いになったりと、かえって自らの自由を失うことになるからです。

そのような中で、教育政策を組み立てる際の視座として、「教育政策は、ある一部の人や子どもたちだけの自由を促進し、そのことで他者や子どもたちの自由を侵害するものであってはならず、すべての人の自由を促進している時のみ正当といえる」ということを改めて明記しておきたいと思います。

平等・公正と競争についても明記する必要があるでしょう。

教育の機会均等は、どうしても守らなければならない平等といえます。また、義務教育が終わる時点で、すべての子どもたちが、学習指導要領で定める一定以上の学力や、他者の自由を認める感度を身に付けているという意味での平等も必要です。一方で、障がいや病気などのために自らの自由を十分育んでいくことが難しいケースもあります。その場合は、多様な教育の機会を設けることに加えて、福祉と連携し、そうした子どもたちを支える必要があります。それぞれの人たちの置かれた状況、条件、能力に応じて平等のためのアプローチを多様に変えていく必要があります、すべてを同じにすることが教育の平等では必ずしもありません。つまり、義務教育の入口における教育の機会均等と出口における最低限の力の獲得保障を達成するためであれば、そのための方法は多様でありうるし、あるべきだといえます。また、他方では、そのことさえ保障され、結果重視ではなく勝敗が決まるまでの過程を大切にするとともに相手を尊重できれば、更なる子どもたちの自己実現のために、ある程度の競争も容認されうるということです。

これらのことは、主に義務教育段階の教育に焦点を当てた表現になっていますが、就学前教育や社会教育においても十分展開が可能なものです。

第3次教育大綱を策定するにあたり、数多くのワークショップを実施しました。教育に携わる幼稚園教諭・保育士、小中学校の教職員をはじめ、中学校生徒会や学童指導員、教育委員、社会教育委員、教育委員会事務局の各課の職員など、これからの教育について語り合いました。また、保護者、小中学生にはアンケートを行いました。その中でも、「自ら進んで学ぶことは楽しい」、「一人一人が自分らしく」、「自主性、主体性を育む」、「個々は多様であり認め合うことが大切」、「自分らしく生活し互いに尊重し合える」、「自分も他者も大切に」といった意見が多く出ました。

これらの意見からも、上記で述べてきたような公教育の原理を、多くの人が暗黙のうちに共有・認識していることが分かると思いますが、体系的に、論理的に示したことはなかったと思います。今回その機会を得たことで生駒市としての教育に対する土台を改めて示したいと思います。公教育の原理を示すことで、個々具体的な場でどのように考えればいいのか、ある程度見通しがつくようになると思います。

ここに、教育についての原理原則としての柱を示しました。

以下では、第3次生駒市教育大綱の詳細について示します。

1 生駒市教育大綱の位置付けと期間

生駒市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」といいます。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するもので、本市の教育行政の根本となる方針と位置付けるものです。

前大綱を策定した令和2年6月から4年が経過し、推進期間が満了を迎えることから、社会情勢等の変化や新たな教育課題等に対応していくため、基本理念は維持しつつ、基本方針等において改訂を行うものです。本大綱は、策定の日から4年間をもって改訂の区切りとしますが、随時見直しの機会を確保します。

2 生駒市教育大綱・4つの特色

生駒市教育大綱の特色は以下の4つです。

(1) 関係者や市民の「協創」による策定

総合教育会議において徹底的な議論を行ったほか、特に重点的に推進すべき分野について、学校現場や社会教育機関などの子どもを含む関係者からの意見聴取や、ワークショップ、パブリックコメントの実施など、みんなで作る教育大綱をコンセプトに「協創(※1)」の考え方に基づいた策定プロセスを採りました。

(2) マニフェストや総合計画などとの整合性の確保と効果的な連携

市長の施政方針やマニフェストを踏まえ、また、総合計画や他の関係する計画との整合性の確保・積極的な連携を図ることにより、学校教育はもちろん、生涯学習、子育て・就学前教育など、幅広い学びの分野を考慮しながら、人、地域、そしてそれらを取り巻く環境という視点と実効性を持つ教育大綱としました。

(3) 地域力を最大限生かした教育によるまちづくり

これから市の教育を支えていくためには、行政だけではなく、さらなる地域力の活用が必要不可欠であり、教育のすべての分野において、地域力を最大限生かした取組を進めることによって、生駒の「まち」のさらなる活性化につなげていきます。

(4) 第2次生駒市教育大綱を踏まえつつ、4年間で実現すべき新たな方向性を整理

令和2年に策定した第2次生駒市教育大綱における推進状況を踏まえ、中長期的視点を維持しつつ、社会情勢等の変化や新たな教育課題に対応した方向性を再度整理しました。

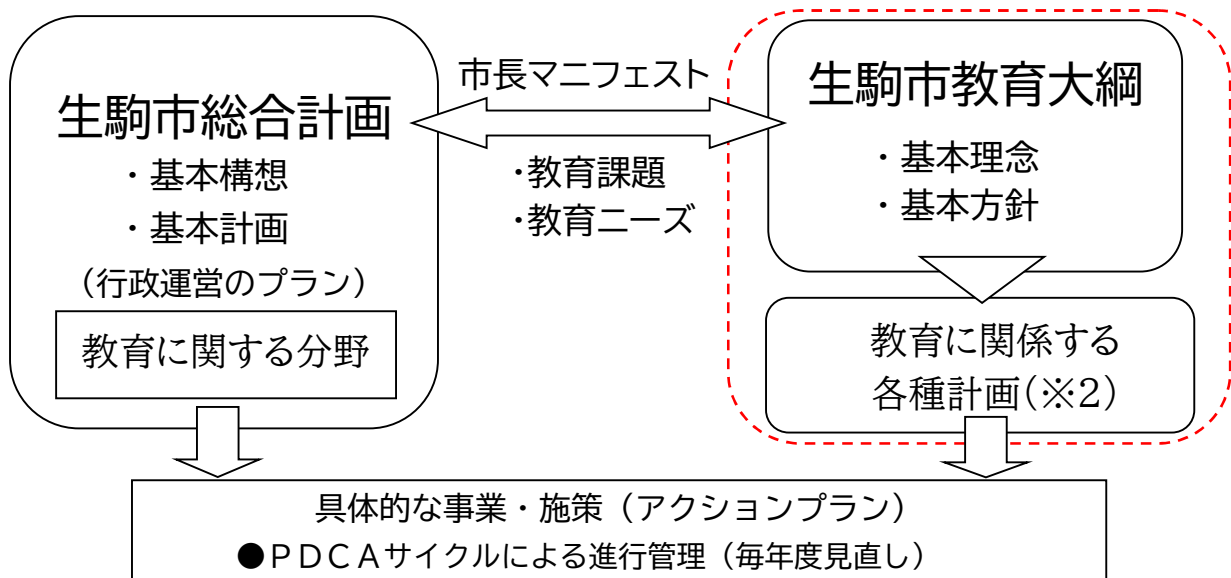
(※1)協創：多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を想像すること。

3 教育大綱と他の計画との関係

教育大綱は、前述の4つの特色を前提に、「基本理念」「基本方針」から成り立ち、「Ⅲ教育大綱策定後の進行管理」によって、実効性を担保しています。

また、本市のまちづくりの指針であり、行政運営のプランである第6次生駒市総合計画第2期基本計画の中にも整理しています。

個別具体の施策については、家庭教育、地域社会との協働、文化やスポーツ、産業、国際化など教育に関する各種計画に位置付けられている具体的な事業・施策の中で、教育大綱の基本方針に定めた内容を毎年度具体化し、社会変化に適切に対応していきます。(以下、これらの具体的な事業・施策のことを「アクションプラン」といいます。)



(※2)教育に関する各種計画

方針・計画名	所管課	策定年月	根拠法令等	計画期間	内容
生駒市学校教育の目標	教育指導課	毎年度	教育委員会において策定	1年	生駒市が目指す子ども像、重点目標、目標実現に向けた取組を提示する。
生駒市社会教育基本方針及び重点目標	生涯学習課	毎年度	社会教育委員会議において策定	1年	教育大綱の基本方針を基に成果を検証し、社会教育の基本方針及び重点目標を定め、施策を推進する。
生駒市スポーツ推進計画	スポーツ振興課	R6年3月	スポーツ基本法第10条	5年	市のスポーツに関する施策を総合的に推進するための目標と目標達成のための方針を示す。
生駒市子ども読書活動推進計画	図書館	H17年3月	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	H17~	「伝えよう、ときどき、わくわくを！」を合言葉に、家庭・地域・学校が連携して読書環境の整備を進める。
生駒市子ども・子育て支援事業計画	子育て支援総合センター	R2年3月	子ども・子育て支援法第61条	5年	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的、計画的に推進する。
生駒市通学路交通安全プログラム	教育総務課	H26年4月	(文部科学省からの通知による)	—	関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を実施する。

II 生駒市の教育に関する基本的な方向性

1 基本理念

自分らしく「遊ぼう」「学ぼう」「生きよう」 みんなでいこまを楽しもう

今、社会が大きく変動し、多様化が進んでいます。

将来の予測が困難な時代にあって、誰一人取り残さない、置き去りにしないことを根幹に据えながら、自分たちの地域・社会・コミュニティは自分たちでつくるという主体性を確立するため、教育の基本である、「信頼して・任せて・支える」ことを改めて大切にしなければなりません。その上で、学びを通じた「人づくり、つながりづくり、地域づくり」によって、一人一人の自律、尊重、創造、対話が進み、社会の変化を恐れず、むしろワクワクする挑戦の機会ととらえることで人生をより楽しむことができます。

「遊ぶ」とは、目的にとらわれず、自分らしく自由に発想し、行動し、おおいに日々を「楽しむ」こと。

「学ぶ」とは、生涯を通して、ライフステージに応じて、自分らしいやり方で、知り、経験し、成長し続けることを「楽しむ」こと。

「生きる」とは、遊び、学び、人や地域との関わりやつながりを通して、自分らしく人生を「楽しむ」こと。

そのような市民の毎日が、ますます素敵な「いこまびと(※3)」を育て、ひいては、自分らしく輝けるステージ「いこま」、大きく羽ばたいた後にもいつかは戻ってきたくなるまち「いこま」を創り、誰もが活躍できる楽しく豊かな未来へとつながっていくのです。

(※3)いこまびと：生駒を愛し、「共同・協同・協働」や「自立・自律」ができる人。互いに認め合い、人を思いやる豊かな心と、国際化の時代に対応できる力を持ち、社会で生き抜く人。

平成27年10月及び11月に開催したワークショップでは、「こんな人になりたい」「こんな人でありたい」と思う生駒市民のことを「いこまびと」と表現し、「いこまびと」を目指して、どう学び合えばよいのか等グループ討議を行った。

2 基本方針

基本方針1 主体的に楽しく学び続ける人のために

1 あらゆる世代における主体的な学びの推進

- 自分のペースで、自分に合った学び方や場所で、必要に応じて必要な人の力を借りながら、時に学年を超えて、ゆるやかな協同性に支えられた個の学びが尊重されるような学びのスタイルを構築する取組を進めます。
- 自分なりの問いを立て、自分なりの仕方、自分なりの答えにたどり着く、大学・企業・地域団体等の多様な担い手の力を借りながら、子どもたちの自己決定を尊重し、子どもたちが授業や地域活動に主体的に参加する機会を増やすことで、自ら課題発見・解決し協働しながら新しいものを創造していく力を育みます。
- 子どもたちの「得意」や「好き」な分野で様々な学びができる機会を充実し、不確実性の時代においても自分らしく輝きながら生き抜く力を育てます。
- 子どもたちが社会に出る頃にはA I（人工知能）が私たちの日常生活に深く浸透していることを踏まえ、子どもたちと教職員がA Iを活用し学びを豊かにすることに加え、A Iそのものの基本原理や個人・社会への影響について学ぶことも推進します。
- 「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐ就学前教育の充実に向けた取組を進めるとともに、幼稚園・こども園・保育園・小学校がつながって、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を目指します。
- 一人一人に寄り添った保育と豊かな体験活動の実施等、就学前教育・保育の充実に取り組めます。
- 子どもたちが本を読むことの面白さを知り、自ら本に手を伸ばし、読書の楽しさを共有できるよう、家庭・地域・学校が連携しながら、読書推進に取り組めます。
- あらゆる世代の市民が、自ら学びたいときに学び、新たな知識や情報を得るなど、主体的な学びを通して自己実現や他者とのつながりを得られる機会の充実を図ります。
- 子どもから高齢者、障がい者などあらゆる市民が、スポーツにアクセスし続けられるきっかけをつくります。

2 多様性を認識・尊重し行動できる態度の養成

- 一人一人の子どもをありのまま受け入れ、子どもたちを信頼・承認し、大切にすることで自己肯定感を高めます。
- 自らを承認し、他者を承認し、他者からの承認を得られるよう、相互承認の感度を育みます。
- 子どもたちの他者承認の感度を育成するため、教師、保護者、地域が協働し、人間関係の流動性を高める学校園づくりを進めます。

- 自分たちでルールをつくろうという当事者意識を育み、対話を通して利害関係を調整することで、誰一人取り残さない、置き去りにしない、みんなにとって過ごしやすい学校運営を進めます。
- いじめを許さない学校づくりをはじめ、子どもたち一人一人が命の大切さを学ぶ具体的な機会を確保し、トラブルに対する調整力を高めながら心の教育を育み、相手を尊重することで自分たちで解決していく力を育成します。
- インクルーシブ教育を視野に入れながら、特別支援教育や学習支援を必要とする子どもたちへの合理的配慮など、きめ細かな教育をより一層実践します。
- 個人の特性や不登校等の支援を必要とする子どもたち一人一人が、学びを止めない学校生活等を送りながら、多様性を認め合い、自他ともに大切にし、行動できる態度を養成します。

基本方針２ つながりを通して楽しく学べる地域であるために

1 学びをきっかけとした市民同士の交流や新たな活躍の機会づくり

- 市民が有する得意分野や専門知識を生かして、市民同士の学び合いが活発に進められるよう支援します。
- 市民が芸術に触れる機会や文化芸術活動の成果を発表する機会を拡充するとともに、「音楽のまち生駒」の推進など市民文化の向上を支援します。
- 図書館をまちづくりの拠点とし、誰もが学べる機会を設け、人と本、人と人が出会える本を通したコミュニティをつくり、市民のネットワークを構築します。
- 子どもたちが、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、学校部活動の地域移行を見据え、新たな地域クラブ活動の推進や実施主体の活動支援等を行います。
- 誰もが身近な地域で気軽にスポーツ活動が行えるとともに、学校部活動の地域連携を進めるため、市内の総合型地域スポーツクラブの発展を支援するとともに、クラブ運営に必要となる情報提供や人材育成を行います。

2 学校園を中心に市民同士がゆるやかにつながり、学び、支え合える地域づくり

- 市民自治協議会や自治会による「まちのえき」の取組とも連携しながら、住民同士の学び合いや子どもの居場所づくり、親子と地域のつながりづくりを進め、地域住民同士のつながりを深めるとともに地域全体で子どもを育む土壌を育てます。
- 未来の宝である“いこまっこ（いこまの子どもたち）”が安心して成長できるよう、家庭・地域・学校・事業者・行政が連携し、地域全体で見守りながら、子どもの豊かな育ちのための活動を行います。
- 保護者・地域住民・学校園の協創により、子どもたちがより多くの社会的経験を積

み、様々な体験ができる活動を通じて豊かな成長を育むことができるよう、地域とともにある学校園づくりを進めます。

基本方針3 学びを支える環境づくりのために

1 「楽しい学校園づくり」のための学校園運営体制の整備

- 子どもたち・教職員にとって学校園がより楽しいと感じられるよう、対話やふれあいを通じた学校園づくりを進め、教職員の働き方改革に取り組みながら、指導・運営体制の充実や教職員の能力向上につながる取組を一体的に進めます。
- 柔軟な制度運用を通して、慢性的な講師不足、教職員のなり手不足解消に向けた取組を進めます。

2 子どもたちを主体とした新たな学びを創出する環境整備

- 人間関係の流動性を確保し、子どもたちが自らの方法で多様な人たちと多様な人間関係をできるだけ豊かにつくっていきける環境を整備します。
- 安全安心を確保した上で、子どもたちが自ら学びに向かう教育環境の向上と社会的ニーズを踏まえた学校の施設整備・老朽化対策を一体的に進め、新しい時代の学びを実現できる教育環境を充実します。
- 通学する学校のクラス以外の場所でも安心して学べるよう学びの居場所づくりを進めます。
- 待機児童解消を継続し、多様化する保護者ニーズに応えるために、保育所の整備や新たなサービスの検討、公私連携幼保連携型認定こども園への移行を計画的に進めます。
- 多様化する学童保育ニーズに対応するため、指導員確保などによる体制づくり及び知識や能力の向上のための人材育成を含めた学童保育環境の整備を進めるとともに、民間事業者による学童保育事業への参入を促進します。
- 子どもたちが、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、学校部活動の地域移行を見据え、新たな地域クラブ活動の推進や実施主体の活動支援等を行います。

3 すべての市民が安心して学び成長できるための環境整備

- 様々な生きづらさや困難を抱える子ども・若者が自分のペースで成長し社会生活を送れるよう、相談・支援体制の充実を図ります。
- 子育てや家庭での心配ごとについて、気軽に相談できる機会や子ども自らが相談できる環境を整備します。

- 市民の生涯学習やスポーツ活動の拠点となる各施設を安全、快適、気軽に利用できるよう整備します。また、施設の老朽化にともない、利用者ニーズを踏まえ、新設や統廃合など施設全体のあり方について検討します。
- 幅広い世代の市民が地域への愛着を深められるよう、本市の歴史文化についての学びの機会を提供するとともに、市内に残る文化財の保存活用を行います。

Ⅲ 教育大綱の進行管理

生駒市教育大綱については、4年に1回の改訂としていますが、毎年度策定するアクションプランについては、実行と改善を絶えず繰り返し、実効性を担保したシステムとします。

また、教育大綱策定の趣旨を広く周知する機会を設定するとともに、基本理念や基本方針に込めた想いを、よりそれぞれの事業に反映できるようアクションプランをはじめとした取組を進めていきます。

なお、外部評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について、学識経験者による点検・評価を行うこととなっており、これを活用して行うものとします。